

多摩第二小学校・東愛宕小学校・西愛宕小学校、
和田中学校・東愛宕中学校の通学区域の変更、学校統合
に関する計画

平成24年11月

多摩市教育委員会

目 次

はじめに

I	本計画の位置づけ	1
II	通学区域の変更、学校統合に関する計画	2
1	現状と課題	2
	(1) 多摩第二小学校	
	(2) 東愛宕小学校・西愛宕小学校	
	(3) 和田中学校	
	(4) 東愛宕中学校	
2	通学区域変更の検討にあたっての考え方	3
	(1) 目的	
	(2) 通学区域の変更の検討にあたっての視点	
	(3) 具体的な検討方法	
3	通学区域の変更、学校統合の内容	4
	(1) 多摩第二小学校と東愛宕小学校の通学区域の変更	
	(2) 和田中学校と東愛宕中学校の通学区域の変更 通学区域変更に伴う経過措置・特例措置	
	(3) 東愛宕小学校と西愛宕小学校の統合	
	(4) 「(仮称)愛宕地区統合新校」の設置 小学校の見直しを2段階で実施する理由 今回の通学区域変更を「一斉異動方式」で実施することについて	
4	通学区域の変更、学校統合にあたっての取組み	8
	(1) 東愛宕小学校のソフト面での取組み	
	(2) 東愛宕小学校のハード整備	
	(3) 東愛宕小学校・東愛宕中学校までの通学路整備	
	(4) 多摩第二小学校の施設整備	
III	スケジュール	9
	おわりに	10
	参考資料	11

はじめに

多摩市教育委員会は、市内の児童数、生徒数がそれぞれ昭和59年度、昭和62年度をピークに減少している状況に則し、平成元年度に「多摩市学区調査研究協議会」に対し「全市的な適正通学区域の長期的な将来見直しに立った見直しについて」を諮問し、答申を受けて、平成3年度から具体的な見直しに取り組んできました。

今回の通学区域の変更と学校統合の対象となった和田地区、愛宕地区についても、これまで「協議会」への諮問や、「多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会」への諮問などを通して検討を重ねてきました。

しかし、それぞれの答申では「現状を維持する」という結論や、「今後の検討課題とする」という結果により、この地区については、具体的な方策に着手できないまま現在に至っているのが実情です。

このような経緯を踏まえ、多摩市教育委員会は、昨年の東日本大震災などの様々な状況の変化に留意し、できる限り早期にこの地域の教育環境の改善を図るべきと考えました。そのため、これまでのような審議会等を設けず、教育委員会の意思と責任において通学区域の変更及び学校統合の方策を決めることとしました。その主な理由は、この地区内では大規模校と小規模校が隣接することによる教育環境上の深刻な課題の改善が急務と判断したからです。

今回の通学区域の変更に当たっては「一斉異動方式」を選択しました。この方式については多摩第二小学校の在校生の保護者の皆さんを中心に大変多くのご意見をいただきました。これらを受け、経過措置のあり方について改めて検討し、この計画を策定しました。

上記のような経過の中での今回の見直しは、この地域全体の児童・生徒の教育環境を改善するために今度こそ実施しなければならないと考えます。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

平成24年11月
多摩市教育委員会

I 本計画の位置づけ

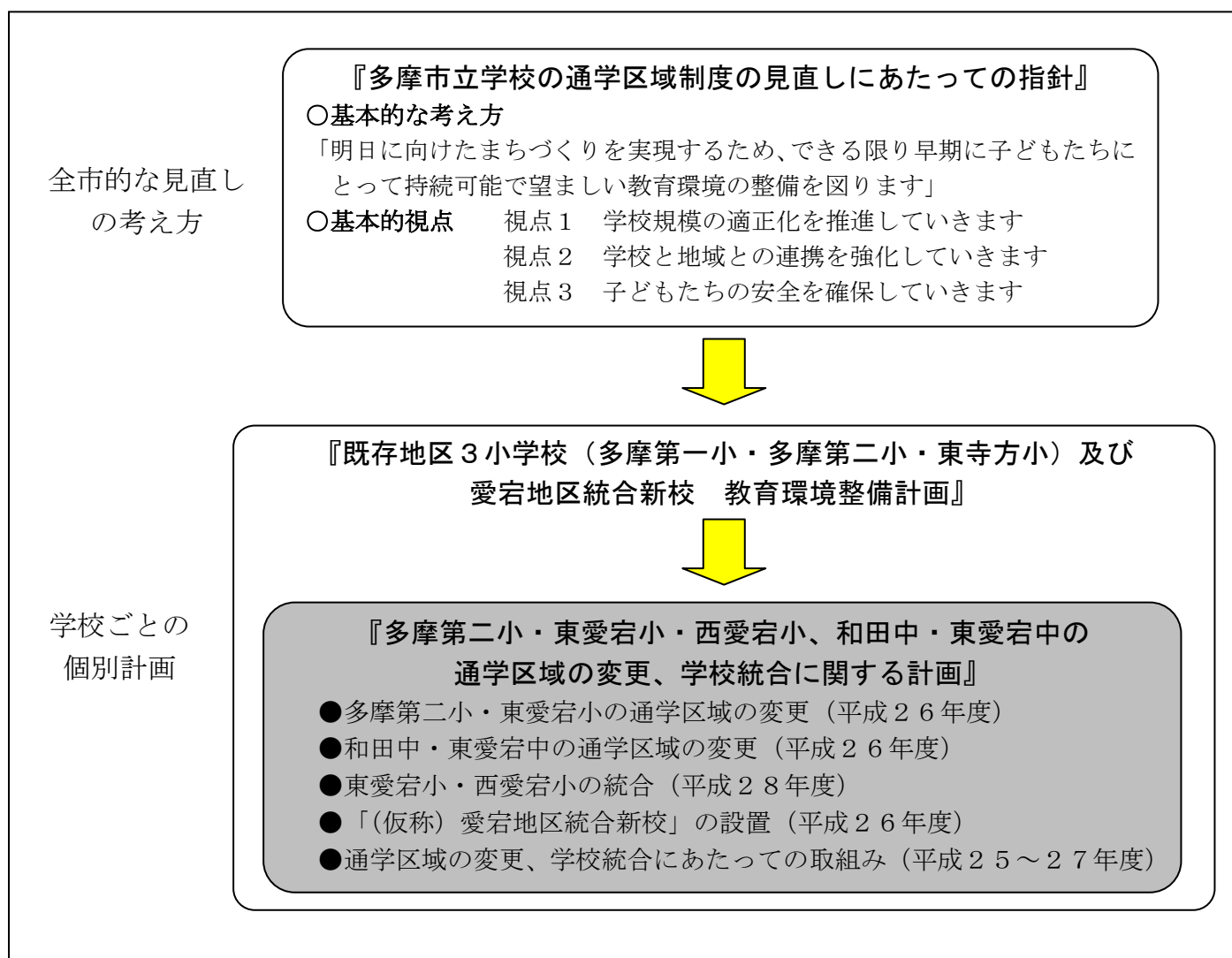
多摩市教育委員会では、市内小・中学校の望ましい教育環境を整備するため、通学区域制度の見直し、施設環境の整備を進めています。

平成23年12月に「既存地区3小学校（多摩第一小・多摩第二小・東寺方小）及び愛宕地区統合新校 教育環境整備計画」を決定しました。この計画に基づき、平成25年度から多摩第一小・多摩第二小・東寺方小の通学区域の一部を変更し、この通学区域変更に伴う児童数の増加に対応するため、東寺方小の校舎の増改修を平成25・26年度に行います。

平成24年4月には、「多摩市立学校の通学区域制度の見直しにあたっての指針」（以下「指針」という。）を策定しました。指針により、これまで実施してきた「学校選択制」を見直し、平成25年度から、指定校に就学することを基本とする「条件付学校希望制」に移行することとしました。また、指針の中で、「学校選択制」の見直しでは解消できないほどに学校規模に格差がある地区などでは、通学区域自体の変更を検討することを盛り込みました。

本計画は、指針に基づき、大きな規模の学校と小規模校が隣接して位置している、和田地区・愛宕地区の小・中学校の通学区域の変更、学校統合についての検討内容を具体的な計画としてまとめたものであり、施設上の環境整備計画などについても併せて盛り込んだものです。

■指針、上位計画との関係図



II 通学区域の変更、学校統合に関する計画

1 現状と課題

(1) 多摩第二小学校

- 現在、800人を超える児童数・24学級を擁し、市内の小学校の中で最も大きな規模となっています。
- 児童推計では、児童数は若干減少するものの、引き続き24学級規模で推移していく見込みです。通学区域が広く、空地が多く存在するため、今後、児童推計以上に児童数が増加する可能性があります。
- 今後の大規模校化を抑制するために、平成25年度から、隣接する東寺方小学校との間で通学区域の一部を変更することを、平成23年12月に決定しました。
- 老朽化し、余裕教室がない施設環境の中で、少人数指導ができないなどの学習面、運動会や学芸会などの行事運営の面などで教育上の支障をきたしています。
- 今年度中に、体育館の耐震補強工事を実施する予定です。また、老朽化した施設の抜本的な対応が必要であることから、平成26・27年度にわたって、現在の校庭に校舎の建替え工事を予定しています。

(2) 東愛宕小学校・西愛宕小学校

- 現在、東愛宕小学校が80人、西愛宕小学校が99人、両校ともに全学年が単学級という非常に小さな規模の学校となっています。
- 児童推計では、東愛宕小学校・西愛宕小学校ともに今後も児童数が若干減少していく見込みです。両校の通学区域は、初期に開発されたニュータウン区域が大半を占めており、空地もほとんどないことから、現在の集合住宅の建替え等がない限り、児童数が大幅に増加する見込みはない状況です。
- 両校ともに、小規模校、単学級であることから、学校運営、学級運営の面において大きな課題が生じています。
- 児童数が少ないために、両校のみの統合では、一定以上の規模（各学年複数学級）を確保することは困難であり、子どもたちにとっての望ましい教育環境を整備することは難しい状況にあります。
- 今後の通学区域の変更、学校統合に先立って、統合新校として使用を予定している東愛宕小学校の校舎等については、平成25年度に施設改修工事の実施を予定しています。

(3) 和田中学校

- 現在、生徒数373人、11学級の規模となっており、多摩中学校、青陵中学校に次いで3番目に大きな規模の中学校となっています。
- 多摩第二小学校の全部、東寺方小学校の約半分の区域を通学区域としていることから、多摩第二小学校と同様に、今後、生徒数が増加していくことが見込まれ、学年によっては現在の施設規模を上回るほどの入学者数になる可能性があります。
- 現在の学校施設の状況からは、全校で13学級が学級数の上限と考えています。

(4) 東愛宕中学校

- 現在、生徒数140人、各学年2学級の6学級となっており、市内の中学校の中で最も小さな規模となっています。
- 東愛宕小学校、西愛宕小学校、多摩第三小学校の区域を通学区域としていますが、東愛宕小学校・西愛宕小学校と同様に、今後、生徒数が大幅に増加する見込みはない状況です。
- 一定の集団の中で競い合いながら学ぶことが必要な中学校期において、生徒数・学級数が少ないことが、学校運営、学級運営、部活動の面などで課題となっています。

2 通学区域変更の検討にあたっての考え方

(1) 目的

「多摩市立学校の通学区域制度の見直しにあたっての指針」に基づき、多摩第二小学校と東愛宕小学校（愛宕地区統合新校）、和田中学校と東愛宕中学校の学校規模の適正化を図ります。（見直しにより、小学校間、中学校間の学校規模をできる限り平準化させます。）

(2) 通学区域の変更の検討にあたっての視点

① 学校規模の適正化の視点

- 通学区域を変更した後の東愛宕小学校（愛宕地区統合新校）の学級規模が、安定的に各学年2学級以上となること（見直し後に入学する学年は、必ず2学級以上となるようにすること）
- 通学区域を変更した後の東愛宕中学校の学級規模が、各学年3学級以上となること
- 通学区域の変更により、多摩第二小学校、和田中学校の将来的な大規模校化を抑制することができること

② 学校と地域との連携強化

- 通学区域を変更した場合でも、学校と地域との連携をできる限りとりやすくすること

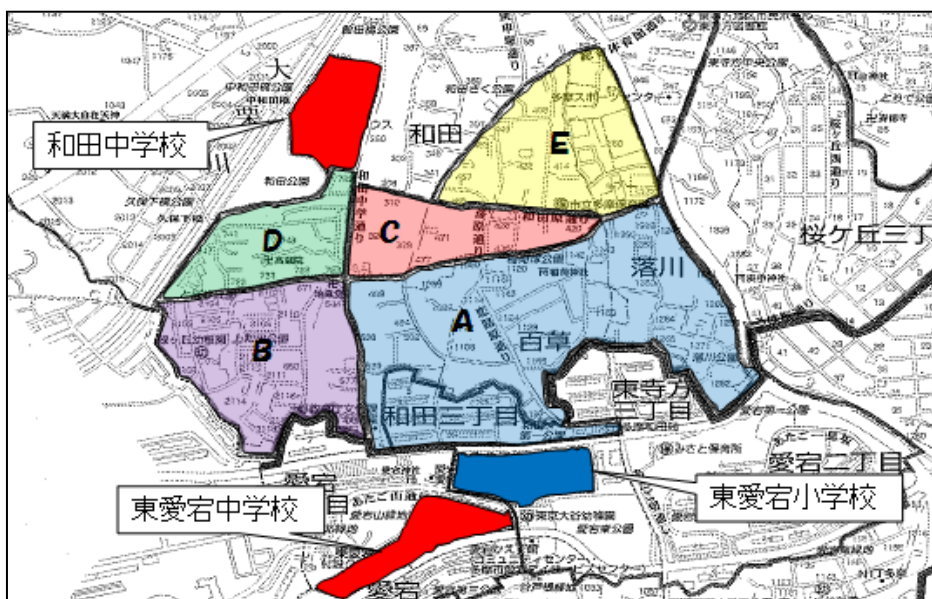
③ 子どもたちの安全確保

- 通学区域を変更した場合でも、従前の指定校までの通学距離、通学時間との差異ができる限り少なくなるようにすること

(3) 具体的な検討方法

- ① 通学区域変更の検討対象となる区域を想定し、この区域を以下のABCDEのエリアに分け、上記の3つの視点から、エリアの組み合わせ毎に検討しました。
- ② 当初は、小・中学校間での連携、学校と地域との連携に配慮し、小学校・中学校の通学区域を一致させることを前提に検討を進めましたが、平成24年5月に実施した意見交換会でのご意見等をふまえ、これを前提とせず、小学校、中学校を分けて検討することとしました。
- ③ 説明会、パブリックコメントでのご意見、保護者アンケートの結果などをふまえて、通学区域変更に伴う経過措置のあり方などについて、改めて検討し直しました。

■通学区域変更の検討対象区域



3 通学区域の変更、学校統合の内容

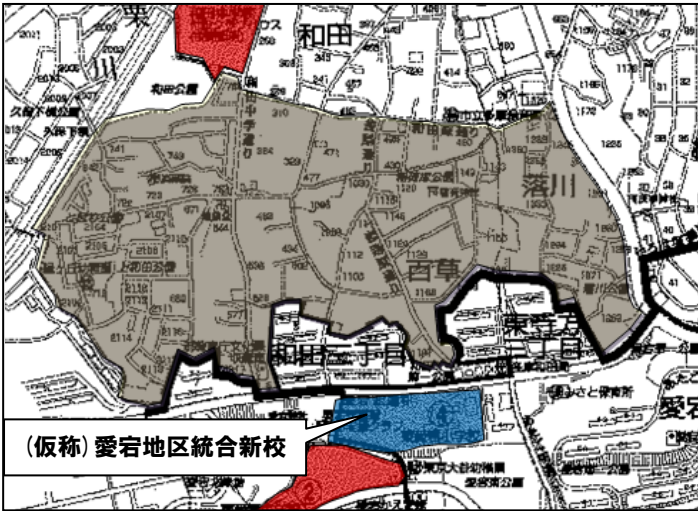
(1) 多摩第二小学校と東愛宕小学校の通学区域の変更

○実施時期 平成26年4月1日

○変更する区域 以下の網掛けの区域・地番

○変更の方法 原則として、在校生も含めて通学区域を変更します。平成26年度から、変更する区域の児童は、東愛宕小学校の位置に設置する新校（(仮称)愛宕地区統合新校）に就学・転籍していただきます。ただし、経過措置を設けるものとします。

■変更する区域（小学校）



■変更する区域の地番（小学校）

和田	310~339、419~432、467~506、529~571、575~582、586~587、639、645~649、659~664、668~677、699~701、712~714、721~749、753~782、785、790、839~849、856~863、871、876~877、1360、2100~2119、2150番地、3丁目3、6、8、59、65番地
百草	1080~1155、1158~1175、1196~1203、1212~1213番地
落川	1239~1297、1323、1326~1329、1332~1363番地
貝取	1814~1816番地
東寺方	3丁目53番地

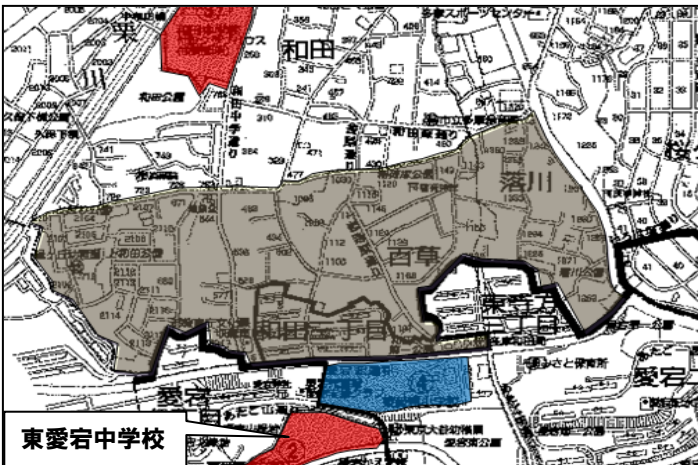
(2) 和田中学校と東愛宕中学校の通学区域の変更

○実施時期 平成26年4月1日

○変更する区域 以下の網掛けの区域・地番

○変更の方法 原則として、在校生も含めて通学区域を変更します。平成26年度から、変更する区域の生徒は、東愛宕中学校に就学・転籍していただきます。ただし、経過措置・特例措置を設けるものとします。

■変更する区域（中学校）



■変更する区域の地番（中学校）

和田	480~506、529~571、575~582、586~587、639、645~649、659~664、668~677、699~701、712~714、721、730~732、762、2101~2119、2150番地、3丁目2~6、8、9、56、59、65番地
百草	1080~1155、1158~1175、1196~1203、1212~1213番地
落川	1239~1297、1323、1326~1329、1332~1363番地
貝取	1814~1816番地
東寺方	3丁目53番地

■通学区域変更に伴う経過措置・特例措置

① 経過措置（小学校・中学校共通）※平成26年度のみ

平成26年度から通学区域を変更しますが、すでに就学した児童・生徒への一定の配慮が必要であることから、多摩第二小学校・和田中学校に卒業まで在籍することができるよう、以下の経過措置を設けます。

ア 平成25年度に、多摩第二小学校の5学年、和田中学校の2学年に在籍する児童・生徒は、卒業まで現籍校に在籍することができるようにします。

イ 平成25年10月1日現在、多摩第二小学校の1～4学年、和田中学校の1学年に在籍する児童・生徒のうち、平成25年10月に実施予定の「転籍・在籍希望調査」において、「やむを得ない理由により、卒業まで現籍校への在籍を希望する」とした児童・生徒は、卒業まで現籍校に在籍することができるようにします。「やむを得ない理由」とは、以下に掲げるものとします。

(ア) 別紙「指定校以外の学校に就学できる基準」に掲げる事由に該当する場合

(イ) これまでの学校選択制の経緯をふまえ、現籍校から転籍することが当該児童・生徒の学校生活に影響が大きいと保護者が判断した場合

② 特例措置（中学校の入学時のみ）※平成26年度～

中学校については、今回の変更する区域が和田中学校に隣接していること、小学校ほどの学校規模に格差が生じていないことなどをふまえ、以下の特例措置を設けます。特例措置により、就学校の変更を希望した場合は、「指定校以外の学校に就学できる基準」の優先度B相当とします。

ウ 通学区域を変更する区域から、和田中学校への就学を希望できるようにします。

エ 和田中学校の学区のうち、東愛宕小学校の学区に変更となる区域から、東愛宕中学校への就学を希望できるようにします。

■経過措置・特例措置の内容等

24年度	25年度	26年度	就学（転籍）校	学区変更に伴う経過措置・特例措置 等
4歳児	5歳児	1年生 ※1	東愛宕小 (愛宕地区 統合新校)	経過措置は設けません ※1 「指定校以外の学校に就学できる基準」に該当する場合には、就学校の変更を希望できます
5歳児	1年生 ※2	2年生		経過措置イ ※2 希望により、25年度から東愛宕小に就学することができます
1年生	2年生	3年生		経過措置イ
2年生	3年生	4年生		
3年生	4年生	5年生		
4年生	5年生	6年生 ※3	多摩第二小	経過措置ア ※3 希望により、東愛宕小に転籍することができます
5年生	6年生	中1生 ※1	東愛宕中	特例措置ウ・エ ※1 「指定校以外の学校に就学できる基準」に該当する場合には、就学校の変更を希望できます
6年生	中1生 ※2	中2生		経過措置イ ※2 希望により、25年度から東愛宕中に就学することができます
中1生	中2生	中3生 ※3	和田中	経過措置ア ※3 希望により、東愛宕中に転籍することができます

※1 兄弟姉妹関係、小中学校の継続などの該当する事由、内容、対象・期間、優先度、経過措置など、具体的な基準の内容については、別紙「指定校以外の学校に就学できる基準」をご参照ください。

(3) 東愛宕小学校と西愛宕小学校の統合

- 実施時期 平成28年4月1日
- 統合新校の位置 現在の東愛宕小学校の位置
- 統合新校の通学区域 ①と②と③を合わせた区域
 - ①現在の東愛宕小学校の通学区域
 - ②通学区域の変更により新たに東愛宕小学校の通学区域となる区域
 - ③現在の西愛宕小学校の通学区域

(4) 「(仮称) 愛宕地区統合新校」の設置

- 設置時期 平成26年4月1日
- 新校の名称 平成26年度から新たな名称の小学校を設置します
新校の名称は、「校名等検討委員会」を設置し、検討・決定する予定です
- 学校の閉校 東愛宕小学校は平成25年度末、西愛宕小学校は平成27年度末をもって閉校します

■小学校の見直しを2段階で実施する理由

今回の計画では、多摩第二小学校と東愛宕小学校の通学区域の変更を平成26年度、東愛宕小学校と西愛宕小学校の統合を平成28年度にそれぞれ実施し、2段階に分けて見直しを予定しています。

小学校の通学区域の変更、学校統合を実施する最大の理由は、規模の大きな多摩第二小学校、小規模校である東愛宕小学校、西愛宕小学校には、学校規模に起因するそれぞれの課題があることから、対象としている3つの小学校を2つに再編し、学校規模の適正化を図ることにあります。

早期に学校規模の格差を解消するための方法としては、東愛宕小学校、西愛宕小学校の統合も、多摩第二小学校との通学区域の変更に合わせて平成26年度に実施するということが考えられますが、以下の理由により、今回は、学区変更、学校統合を2段階に分けて実施することとしました。

1点目は、学区変更、学校統合を同時期に実施することによる児童への影響が大きいという点です。学校統合により学校を移ってきた児童、学区変更により転籍となった児童が同じ学級になることで、人数的には増えますが、2年生以上の学年については、複数学級を確保できない学年が生じる可能性もあります。3つの小学校から一緒になったことで、大きな環境変化に不安を感じる児童が生じることも考えられます。第一段階として学区変更を行い、複数学級が安定的に確保できるような環境を整備した上で、第二段階として学校統合を実施する方が、見直しに伴う不安や混乱を軽減できると考えています。

2点目は、統合の時期を平成28年度とすることについては、東愛宕小学校、西愛宕小学校の保護者に対しこれまでも説明してきたところであり、特に、統合により閉校となり、通学する学校が変更となる西愛宕小学校の保護者からも一定の理解を得ていることです。

以上から、段階的に見直しを実施していくものとしましたが、西愛宕小学校の児童の学校統合の時期以前での東愛宕小学校への就学、転籍については、希望により承認していく予定です。

■今回の通学区域変更を「一斉異動方式」で実施することについて

今回の通学区域の変更にあたっては、「一斉異動方式」を採用しています。これは、今回見直しの対象としている学校、特に小学校には、大きな規模の格差があり、これが教育環境上大きな課題をもたらしていることから、できる限り早期に学校間の規模の平準化を図っていくことが望ましいと考えるためです。

「一斉異動方式」のメリットとして、この学校規模の格差を早期に解消できることに加えて、変更となるエリアの児童・生徒がみんなで学校を異動することで、これまでの近所での友人関係を維持しやすいこと、上級生から下級生までと一緒に異動することで、通学時の安全確保なども図りやすい点などが挙げられます。

多摩第二小学校については、平成23年7月に実施した、全小中学校の保護者を対象とした「今後の通学区域のあり方等に関するアンケート」でも、愛宕地区との通学区域の見直しを要望するご意見を多くいただきました。

現在の多摩第二小学校は、施設規模を上回る児童数・学級数を擁していることから、教育環境としてのいくつかの課題が挙げられます。特に5年生の一部のクラスは、トイレ等がない教室を使用せざるを得ない現状にあります。校内での児童同士の衝突事故、運動会や学芸会などの行事運営での困難さ、教室数が足りないために少人数指導ができていないなどの課題があります。加えて、多摩第二小学校は、平成26・27年度に校舎の建替え工事を予定しており、この工事期間中は現在の校庭が使用できなくなり、周囲の公園や施設を利用しなければなりません。

東愛宕小学校、西愛宕小学校が両校ともに全学年単学級の小規模校であり、クラス替えができないことなどによる人間関係の固定化、男女比のバランスがとれない、委員会・クラブ活動などが制限されるなど、小規模校であることに起因する課題も深刻ですが、今回の見直しは、大きな規模の学校・小さな規模の学校の双方に教育環境上の課題があることから、これをできる限り早期に解消しようとするものです。どちらか一方の学校のために行うというものではありません。

このような現状をふまえて、見直しを実施するにあたっては、「一斉異動方式」をとることが望ましいと考え、説明を重ねてきました。この方式の実効性を高めていくためには、変更の対象となる地域の保護者の皆さんのご理解、ご協力が必要となります。しかしながら、7月の説明会、パブリックコメント、9月の保護者説明会、保護者アンケートでは、当該地域の保護者の皆さんから多くの厳しいご意見をいただきました。

教育委員会では、多くのご意見をいただいたことを受けて、「一斉異動方式」の経過措置のあり方等について改めて検討し直しました。多摩市では、昨年まで「学校選択制」を実施してきた経緯がある中で、一度就学した学校を変更するには保護者の意見を尊重する必要があることをふまえ、経過措置の中にある「やむを得ない理由」の範囲の中に、転籍することに対して、児童・生徒の今後の学校生活への影響があると保護者が判断する場合についても含めることとしました。

これまでの経緯の中で、このような経過措置の内容となりましたが、保護者の方々が安心してお子さんたちを通学させることができるよう、新たな学校づくりを進めていきますので、地域全体の児童・生徒の教育環境を向上させていくために今回の見直しを実施していくことに対して、ご理解、ご協力いただけますようお願いいたします。

4 通学区域の変更、学校統合にあたっての取組み

教育委員会では、通学区域の変更、学校統合にあたって、市の関係部署と連携をとりながら、以下のような課題に取り組み、または検討していきます。

平成26年度の新校設置、平成28年度の学校統合に向けては、校長を中心とする「新校設置・統合準備委員会」を組織し、教育課程の調整、児童の交流事業、通学路の安全対策などを検討していく予定です。

(1) 東愛宕小学校のソフト面での取組み

平成25年度から、東愛宕小学校の教育環境を向上させるために、以下の項目について具体的な施策に取り組んでいきます。具体的な施策の内容、実施スケジュールなどについては、「(仮称)ピア・サポートプログラム」として別に定めます。

- ① ESD（持続発展教育）の推進
- ② 基礎学力の向上・定着
- ③ スポーツ教育・芸術活動の推進
- ④ 生活指導の強化
- ⑤ 地域と学校との連携強化

(2) 東愛宕小学校のハード整備

- ① 児童数の増加に対応するための施設改修（平成25年度）
普通教室・特別教室・管理諸室の改修・レイアウト変更、外壁・屋根塗装、トイレ便器の交換、体育館・プール改修などを行います。
- ② 校地北側の整備（平成25年度）
校門までのスロープの舗装改修、北側法面の植栽の整備などを行います。
- ③ 校地南側斜面の有効活用（平成25年度）
校庭に面した南側斜面を利用した果樹園の整備、学級園の整備などを行います。
- ④ 中庭の有効活用（平成25年度）
中庭を利用し、デッキなどの整備などを行います。
- ⑤ 校地内への学童クラブの設置
愛宕学童クラブの民間委託に合わせ、東愛宕小の校地内への移転については、関係所管に要望するとともに、実現に向け調整していきます。

(3) 東愛宕小学校・東愛宕中学校までの通学路整備

- ① 通学時の安全対策（平成24・25・27年度）
新たに東愛宕小学校の通学区域となる区域からの通学上の安全確保を図るために、路側帯の設置、ガードレールの交換、東愛宕小学校西側の階段改修など、必要な安全対策を実施します。
- ② 通学専用門、アプローチ階段等の設置
新たに東愛宕中学校の通学区域となる区域からの通学上の安全確保を図るために、愛宕山緑道を通らずに中学校の校庭に直接入ることができるよう、通学専用門、アプローチ階段等を設置します。

(4) 多摩第二小学校の施設整備

- ① 体育館の耐震補強工事（平成24年度）
これまで実施できていなかった体育館の耐震補強工事については、平成24年度中に完了させます。
- ② 校舎の建替え事業（平成26・27年度）
現在の校舎を使用しながら、校庭に防災や自然エネルギー活用の機能を備えた校舎を新築します。このため、工事期間中は校庭が使用できない期間が生じます。

III スケジュール

	多摩第二小	東愛宕小 (仮)愛宕地区統合新校	西愛宕小	和田中	東愛宕中
24年度	基本実施設計	基本実施設計			
25年度	東寺方小との 通学区域の変更	改修工事 東愛宕小閉校	新校設置・ 統合準備委員会		通学路対策
26年度	通学区域の変更	新校設置	交流事業	交流事業	通学区域の変更
27年度	校舎建替工事 校庭が使用できない期間	交流事業	交流事業	交流事業	通学路対策 西愛宕小閉校
28年度		統合			
29年度					
30年度					

お わ り に

この計画は、平成17年度に策定した「多摩市立学校の一定規模及び適正配置等の基本方針」に基づく取り組みの一環であり、その最終段階に当たるものです。多摩市教育委員会は、平成21年12月、本地区の通学区域の見直し等について、第3期「審議会」から、「東愛宕小学校及び西愛宕小学校並びに多摩第二小学校の通学区域の一部の見直し等について」という本計画の基盤となる答申を受け、その遂行を図ってきました。

この間、「できる限り早期に子どもたちにとって持続可能で望ましい教育環境の整備を図る」ことを目指し、本年度「多摩市立学校の通学区域制度の見直しにあたっての指針」を策定したところです。

この計画の取りまとめに際しては、保護者の皆さんのご要望などを推し測るとともに、先の指針との整合も視野に入れながら、計画の趣旨をご理解いただけるよう努めました。

多摩市教育委員会は、子どもたちのために、地域の皆さんのご支援を支えとして、引き続き新たな学校づくりを進めてまいります。